

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 2 対象事業の名称及び種類
- 3 対象事業の内容の概略
- 4 環境に及ぼす影響の評価の結論
- 5 調査計画書の修正の経過及びその内容の概要

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
 代表者 : 管理者 山崎 孝明
 所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 北清掃工場建替事業
 事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

北清掃工場建替事業（以下「本事業」という。）は、東京都北区志茂一丁目2番36号に位置する既存の北清掃工場（平成10年3月しゅん工、処理能力600トン/日（600トン/日・炉×1炉））の建替えを行うものである。

対象事業の概略は、表3-1に示すとおりである。

表 3-1 対象事業内容の概略

所在地	東京都北区志茂一丁目2番36号	
面積	約 19,000m ²	
工事着工年度	令和4年度（予定）	
工場稼働年度	令和11年度（予定）	
処理能力	可燃ごみ 600トン/日 （300トン/日・炉×2炉）	
主な建築物等	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造 （一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造） 高さ：約 31m
	煙突	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製 地上高：約 120m

4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表4-1(1)～(10)に示すとおりである。

表 4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
大気汚染	<p><工事の施行中></p> <p>【建設機械の稼働に伴う排出ガス】</p> <p>予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が15.0%、二酸化窒素が43.8%である。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、環境保全のための措置を徹底することにより、大気質への影響の低減に努める。</p> <p>したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.047mg/m³[環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.053ppm [環境基準 0.04～0.06ppm^{注)}] <p>【工事用車両の走行に伴う排出ガス】</p> <p>予測結果は、工事用車両走行ルート of 道路端(2地点)において、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01%以下、二酸化窒素が0.36～0.82%である。</p> <p>したがって、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.041mg/m³[環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.043ppm [環境基準 0.04～0.06ppm^{注)}] <p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う煙突排出ガス】</p> <p>長期予測</p> <p>予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準又はその他の評価の指標を下回る。寄与率は二酸化硫黄が3.11%、浮遊粒子状物質が0.38%、二酸化窒素が1.05%、ダイオキシン類が2.10%、塩化水素が17.63%、水銀が8.79%である。</p> <p>なお、施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理を行い、煙突排ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努め、大気質への影響の低減に努める。</p> <p>したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄 2%除外値 0.004ppm [環境基準 0.04ppm] ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.041mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.039ppm [環境基準0.04～0.06ppm^{注)}] ・ダイオキシン類 年平均値 0.031pg-TEQ/m³[環境基準 0.6pg-TEQ/m³] ・塩化水素 年平均値 0.0004ppm [目標環境濃度 0.02ppm] ・水銀 年平均値 0.0022μg/m³ [指針値 0.04μg/m³]

注) 日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表 4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>短期予測</p> <p>煙突排出ガス汚染物質のなかには短時間でも人の健康への影響が懸念される物質があることから、上層逆転層発生時について予測した。</p> <p>予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準又はその他の評価の指標を下回る。また、現地調査結果による当該気象条件の年間出現頻度は0.1%であった。</p> <p>したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化硫黄 1時間値 0.013ppm [環境基準 0.1ppm] ・ 浮遊粒子状物質 1時間値 0.084mg/m³ [環境基準 0.20mg/m³] ・ 二酸化窒素 1時間値 0.070ppm [短期暴露指針値 0.1ppm] ・ ダイオキシン類 1時間値 0.076pg-TEQ/m³ [環境基準 0.6pg-TEQ/m³] ・ 塩化水素 1時間値 0.005ppm [目標環境濃度 0.02ppm] ・ 水銀 1時間値 0.012 μg/m³ [指針値 0.04 μg/m³] <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス】</p> <p>予測結果は、ごみ収集車両等走行ルート of 道路端（2地点）において、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01～0.02%、二酸化窒素が0.59～1.85%である。</p> <p>したがって、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浮遊粒子状物質 2%除外値 0.041mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³] ・ 二酸化窒素 98%値 0.043ppm [環境基準 0.04～0.06ppm^{注)}]
悪臭	<p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う臭気（敷地境界）】</p> <p>予測結果は、敷地境界において、臭気指数10未満であり、評価の指標とした規制基準（臭気指数12）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【施設の稼働に伴う臭気（煙突）】</p> <p>予測結果は、煙突等気体排出口において、評価の指標とした規制基準を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却設備（1炉当たり） 臭気排出強度 $7.5 \times 10^5 \text{m}^3 \text{N/min}$ [規制基準 $2.6 \times 10^8 \text{m}^3 \text{N/min}$] ・ 脱臭装置 臭気排出強度 $2.1 \times 10^4 \text{m}^3 \text{N/min}$ [規制基準 $3.1 \times 10^7 \text{m}^3 \text{N/min}$] <p>【施設の稼働に伴う臭気（排水）】</p> <p>予測結果は、汚水処理設備放流槽において、臭気指数26であり、評価の指標とした規制基準（臭気指数28）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。</p>

注) 日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表 4-1 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p><工事の施行中></p> <p>【建設機械の稼働に伴う騒音】 各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした規制基準及び勧告基準を下回る。 さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。 解体・土工事 83dB（敷地境界東側）[規制基準85dB] く体・プラント工事 77dB（敷地境界北側）[勧告基準80dB]</p> <p>【建設機械の稼働に伴う振動】 各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした規制基準及び勧告基準を下回る。 さらに、低振動型の建設機械や工法を採用し、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。 解体・土工事 72dB（敷地境界西側）[規制基準75dB] く体・プラント工事 70dB（敷地境界西側）[勧告基準70dB]</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音】 予測結果は、工事用車両走行ルート of 道路端（2地点）において、全ての地点で評価の指標とした環境基準を超えているものの、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は-0.2～0.0dBであり、現況と同程度と予測される。 工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 昼間 72dB [環境基準70dB]</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通の振動】 予測結果は、工事用車両走行ルート of 道路端（2地点）において、全ての地点で評価の指標とした日常生活等に適用する規制基準を下回る。 工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により振動の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。 昼間 47～51dB [規制基準65dB（60dB^注）] 夜間 42～45dB [規制基準60dB（55dB^注）]</p>

注) 小学校、保育所の敷地から、50m区域内に適用される規制基準を示す。

表 4-1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う騒音】 予測結果は敷地境界において最大値を示す地点において、いずれの時間区分も評価の指標とした規制基準を下回る。 さらに、騒音対策が必要な機器には消音器を設置する等、必要に応じて騒音対策を講じることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。 昼間 49dB(敷地境界東側)[規制基準60dB(55dB^{注1})] 朝・夕 49dB(敷地境界東側)[規制基準55dB(50dB^{注1})] 夜間 49dB(37dB^{注2})(敷地境界東側(北側^{注2}))[規制基準50dB(45dB^{注1})]</p> <p>【施設の稼働に伴う振動】 予測結果は敷地境界において最大値を示す地点において、いずれの時間区分も評価の指標とした規制基準を下回る。 さらに、振動の発生するおそれのある設備機器には、基礎を強固にし、振動伝搬の低減を図る等の振動対策を行うことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。 昼間 57dB(敷地境界南側)[規制基準65dB(60dB^{注1})] 夜間 57dB(53dB^{注2})(敷地境界南側(北側^{注2}))[規制基準60dB(55dB^{注1})]</p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音】 予測結果は、ごみ収集車両等走行ルート of 道路端(2地点)において、全ての地点で評価の指標とした環境基準を超えているものの、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分はなく、現況と同程度以下と予測される。 ごみ収集車両の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 昼間 72dB [環境基準70dB]</p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の振動】 予測結果は、ごみ収集車両等走行ルート of 道路端(2地点)において、全ての地点で評価の指標とした日常生活等に適用する規制基準を下回る。 ごみ収集車両の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど振動の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。 昼間 48～51dB [規制基準65dB(60dB^{注1})]</p>

注 1) 小学校、保育所の敷地から、50m 区域内に適用される規制基準を示す。

注 2) 小学校、保育所の敷地から、50m 区域内における敷地境界の予測値の最大を示す。

表 4-1 (5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
土壌汚染	<p>＜工事の施行中＞</p> <p>【土壌中の有害物質等の濃度】 既存施設の稼働中において、計画地内（21地点）の現況調査を行った範囲では、有害物質溶出量及び含有量は、全調査項目で汚染土壌処理基準を下回った。また、ダイオキシン類についても環境基準及び調査指標値を下回った。</p> <p>さらに、現況調査未実施の範囲においても、既存施設の除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施する。この調査において土壌の汚染が認められた場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>【地下水への溶出の可能性の有無】 計画地内（2地点）の現況調査を行った結果、全調査項目で地下水中の有害物質の濃度は、環境基準を下回った。また、ダイオキシン類についても環境基準を下回った。</p> <p>有害物質溶出量が全ての地点で環境基準を下回っており、新たに土壌が汚染されるおそれがないことから、工事の実施が地下水汚染を引き起こすことはないと考ええる。</p> <p>【新たな土地への拡散の可能性の有無】 現況調査を行った範囲においては、汚染土壌は生じないと予測する。また、現況調査を行えなかった範囲においても、今後、除却や土地の改変に先立ち土壌汚染状況調査等を実施し、汚染が確認された場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>したがって、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはなく、評価の指標を満足すると考える。</p>

表 4-1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
地盤	<p><工事の施行中></p> <p>【地盤の変形の範囲及び変形の程度】 工事の施行中における掘削工事においては、十分に安定性が確保されている山留め壁（SMW）や鋼矢板等による山留め工法を採用する。さらに掘削工事の進捗に合わせ、必要に応じ切梁支保工を設ける等、山留め壁面への土圧・水圧に対する補強を行い、山留め壁の変位を最小に留める。 したがって、掘削工事に起因する地盤の変形の程度は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p> <p>【地下水の水位及び流況の変化の程度】 工事の施行中における掘削工事について、掘削深度の深い区域（GL約-27m）は、遮水性の高い山留め壁（SMW）により掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL約-50mまで根入れして、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止することから、計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはなく、流況が大きく変化することはないと考える。 また、観測井を設置し、工事の施行中も地下水位の変動を把握し、異常があった場合には適切に対処する。 したがって、掘削工事が計画地周辺の地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【地盤沈下の範囲及び程度】 「地下水の水位及び流況の変化の程度」に示すとおり、本事業における掘削工事等が周辺の地下水位に及ぼす影響は小さい。 また、定期的に測量を行うことにより地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する。 したがって、地盤沈下が生じる可能性は低く、周辺の地盤等に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p><工事の完了後（地下く体工事の完了後）></p> <p>【地盤の変形の範囲及び変形の程度】 計画建築物の地下構造物は、土圧・水圧に耐える十分な剛性を持つものとする計画である。これにより地下く体工事完了後においては、山留め壁（SMW）及び地下構造物によって地盤の安定性が保たれ、地盤の変形の程度は小さいものとする。 したがって、地下構造物の存在に起因する地盤の変形の程度は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p> <p>【地下水の水位及び流況の変化の程度】 地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。よって地下水の水位及び流況への影響は小さいと考える。 また、計画建築物の地下く体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行う。 したがって、地下構造物の存在に起因する地下水の水位及び流況の変化が生じる可能性は低く、計画地周辺の地下水に及びす影響は小さいと考える。</p>

表 4-1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
地盤	<p>【地盤沈下の範囲及び程度】 「地下水の水位及び流況の変化の程度」に示すとおり、本事業における地下構造物の規模は、地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、工事の完了後における地下水の水位への影響は小さい。 したがって、地下構造物の存在に起因する地盤沈下が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤等に及ぼす影響は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p>
水循環	<p><工事の施行中> 【地下水の水位及び流況の変化の程度】 「地盤」の「工事の施行中 地下水の水位及び流況の変化の程度」に示したとおり、地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p><工事の完了後> 【地下水の水位及び流況の変化の程度】 「地盤」の「工事の完了後 地下水の水位及び流況の変化の程度」に示したとおり、地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【表面流出量の変化の程度】 本事業では、貯留施設の雨水流出抑制施設の設置により、雨水流出抑制量以上の対策量を確保する計画であり、雨水の表面流出量への影響は小さいと考える。</p>
日影	<p><工事の完了後> 【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は、各規制対象区域の規制時間内である。 また、煙突の高さは既存と同じ（約120m）で、位置は東に10m程度移動し、日影の範囲は現況と比べほぼ変わらない。 したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さいと考える。</p> <p>【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画地周辺の特に配慮すべき施設等として、計画地周辺の住宅は、計画地の北～西側にかけて低層の住宅がある。 住宅については、冬至日における日影時間が増加する地点があるが、計画する工場棟の高さを既存と同じに抑えることで、増加時間は最大で約80分にとどまる。 したがって、計画建築物等による特に配慮すべき施設等への日影の影響は最小限に抑えられると考える。</p>

表 4-1 (8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
電波障害	<p><工事の完了後></p> <p>【遮蔽障害】</p> <p>計画建築物等により、一部の地域でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性がある。</p> <p>なお、計画建築物等に起因する電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じることにより電波障害は解消されると考える。</p>
景観	<p><工事の完了後></p> <p>【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>本事業は、既存建築物等を建替えるものであり、計画建築物は最高高さを既存建築物と同様とし、煙突についても既存と同じ高さ約120mとする計画である。また、周辺環境に調和した色合いとし、計画建築物等の視認性を和らげ景観の質を高めることで、『北区らしい景観』にふさわしい景観構成要素になると考える。</p> <p>したがって、地域景観の特性の変化は小さいと考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>建替え後の工場棟及び煙突の高さは既存のものと同じであるため、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状にあたっては北区景観づくり計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないと考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>計画する工場棟は、最高高さを既存の工場棟の高さと同様にすることで、計画地近傍における形態率の変化は約-6.0ポイントから約11.8ポイントの範囲に留まる。</p> <p>また、工場棟の色彩や形状にあたっては、北区景観づくり計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とする。さらに、工場棟周囲には高木等を配置することで、圧迫感の軽減を図る計画である。</p>

表 4-1 (9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
自然との 触れ合い 活動の場	<p>＜工事の完了後＞</p> <p>【自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度】</p> <p>現況と同様の配置に再整備し、十分な緑地を確保する。また、新たに植栽する樹木は「北区緑の基本計画2020」に基づき、面的・線的な樹木の植栽を行い、適切に維持管理していく計画である。</p> <p>したがって、「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないこと」及び「北区緑の基本計画2020」に示されている施策を満足するものとする。</p>
廃棄物	<p>＜工事の施行中＞</p> <p>【廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法】</p> <p>既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約15.7万tと予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の目標値を満足する。</p> <p>また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。</p> <p>したがって、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であるとする。</p> <p>【建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法】</p> <p>計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約7.0万m³であるが、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処分する。</p> <p>したがって建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であるとする。</p> <p>＜工事の完了後＞</p> <p>【廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法】</p> <p>施設の稼働に伴い排出する主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥の量は約2.0万t/年である。</p> <p>飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。埋立処分するに当たっては、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。</p> <p>なお、主灰については、セメント原料化による資源化を図り、埋立処分量の削減に努める。</p> <p>今後、セメント原料化以外の方法での焼却灰（主灰及び飛灰）の資源化について推進し、埋立処分量のさらなる削減に努める。</p> <p>したがって、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であるとする。</p>

表 4-1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
温室効果 ガス	<p>＜工事の完了後＞</p> <p>【温室効果ガスの排出量及びそれらの削減の程度】</p> <p>計画施設では、電力、都市ガスの使用及びごみの焼却によって、約19.6万t-CO₂/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、発電及び余熱利用によって約5.6万t-CO₂/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、総排出量は、約14.1万t-CO₂/年と予測する。</p> <p>本事業では、ごみ発電等のエネルギー有効利用を実施するとともに、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、高効率モーターやLED照明の導入等によりエネルギー使用量を削減する。</p> <p>したがって、本事業による温室効果ガスの排出量は、可能な限り削減でき、評価の指標を満足すると考える。</p>

5 調査計画書の修正の経過及びその内容の概要

調査計画書の修正内容の概要は、表5-1(1)及び(2)に示すとおりである。調査計画書に対する知事の審査意見、都民の意見及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い調査計画書の一部を修正した。

なお、「評価書案」とは、北清掃工場建替事業における「環境影響評価書案」をいう。

表 5-1(1) 調査計画書の修正内容の概要

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	記載ページ	
			調査計画書	評価書案
1 [1]事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		代表者名を変更した。	p. 1	p. 1
3 [3]対象事業の内容の概要		工事稼働年度を修正した。	p. 1	p. 1
4 [6]対象事業の目的及び内容				
4.2.1[6.2.1]位置及び区域		適切な用語に修正した。	p. 5	p. 18
4.2.2[6.2.2]計画の内容	(1)[6.2.2.1]施設計画	建替え後の附属施設は、駐輪場のみのため、脚注を削除した。	p. 6	p. 19
		建替事業の工程(予定)の環境影響評価手続及び解体・建設工事の工程を修正した。	p. 7	p. 20
		適切な用語に修正した。	p. 8	p. 21
		煙突排出ガスの量、汚染物質の排出濃度等の表を追加した。	p. 14	p. 27～ p. 28
	(2)[6.2.2.2]設備計画 ア[(1)]設備概要	プラント排水等の記述を追加した。	p. 15	p. 29
	(2)[6.2.2.2]設備計画 ウ[(3)]プラント設備の概略 イ[(2)]焼却炉設備	具体的な計画内容を追記した。	p. 17	p. 31
	(2)[6.2.2.2]設備計画 エ[(3)]プラント設備の概略 エ[(2)]排ガス処理設備	具体的な計画内容に修正した。	p. 17	p. 31～ p. 32
	(3)[6.2.2.3]エネルギー計画	具体的な計画内容を追記した。	p. 19	p. 33
	(4)[6.2.2.4]給排水計画 ア[(1)]給水計画	非常用給水の記述を削除した。	p. 19～ p. 20	p. 33
	(4)[6.2.2.4]給排水計画 イ[(2)]排水計画	脱水処理フローに脱水汚泥の搬出を追記した。	p. 20	p. 34
(5)[6.2.2.5]緑化計画	遵守する基準等及び具体的な計画内容等を追記した。	p. 21	p. 34～ p. 35	

注) 表中の修正箇所・事項における項目番号については、中括弧無しが調査計画書、中括弧有りが評価書案のものとした。

表 5-1(2) 調査計画書の修正内容の概要

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	記載ページ	
			調査計画書	評価書案
4 [6]対象事業の目的及び内容				
4.3.1[6.3.1] 施工計画	(1)[6.3.1.1] 工事工程の概要	工事工程を修正した。	p. 22	p. 36
	(2)[6.3.1.2] 工事の概要 イ[(2)]解体工事・土工事 (ア)[ア]焼却炉設備等解体	既存煙突の解体方法等を追記した。	p. 23	p. 37～ p. 38
	(2)[6.3.1.2] 工事の概要 イ[(2)]解体工事・土工事 (ウ)[ウ]土工事	具体的な計画内容に修正した。	p. 23	p. 38
	(3)[6.3.1.3] 建設機械及び工事用車両 ア[(1)]建設機械	具体的な計画内容に修正した。	p. 25	p. 40
	(3)[6.3.1.3] 建設機械及び工事用車両 イ[(2)]工事用車両	工事期間中のピーク日における工事用車両台数を追記した。	p. 25	p. 40
4.3.2[6.3.2] 供用計画	(1)[6.3.2.1] ゴミ収集車両等計画 [(3)]計画地周辺道路の将来交通量	交通量の調査結果をもとに、現況交通量、将来交通量を追記した。	-	p. 45～ p. 48
	(2)廃棄物の処分	6.2.2 計画の内容 6.2.2.6 廃棄物の処理計画に記載しているため削除した。	p. 30	-
7 [7]環境影響評価の項目				
7.1.2[7.1.2] 選定した理由	(3)[7.1.2.3]騒音・振動 イ[(2)]工事の完了後	低周波音に関する記載を修正した。	p. 149	p. 60
8 [8]調査等の方法 [環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価]				
8.2.1 [8.1] 大気汚染	(2) [8.1.1.3] 調査方法	現地調査地点を変更した。	p. 167	p. 71
8.2.8 [8.8] 電波障害	(2) [8.8.1.3] 調査方法	現地調査地点を5地点追加した。	p. 192	p. 367
8.2.9 [8.9] 景観	(2) [8.9.1.3] 調査方法	現地調査地点を変更した。	p. 195	p. 378
9 [9] 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名 [対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区または市町村の名称及びその地域の町名]				
-	-	予測・評価結果に伴い環境に影響を及ぼすと予想される影響範囲を修正した。	p. 205～ p. 206	p. 447～ p. 448

注) 表中の修正箇所・事項における項目番号については、中括弧無しが調査計画書、中括弧有りが評価書案のものとした。

